

すずかけ通り薬局 施設基準届出事項

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし届出しています。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制 加算 3	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 （医薬品の安定供給体制） ・地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。 ・後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の割合が 85％以上です。 （体制基準） ・1200 品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 ・平日 8 時間以上/日、土・日のいずれかに一定時間以上の開局、45 時間以上/週の開局 ・開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績 ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ブレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 31 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄と調剤体制 ・健康相談・健康教室の取り組み ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 ・セルフメディケーション関連機器の設置 ・薬事未精進の研究用試薬・検査サービスを提供していません

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は、以下の基準に適合する薬局です。 ・第二種協定指定医療機関の指定 ・新型コロナウイルス感染症の発生時における体制の整備について ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） イ 個人防護具を備蓄 ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な絵性材料の提供ができる体制を新型コロナウイルス感染症の発症がないときから整備） ・災害の発生時における体制の整備について ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合も含む） イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制 ・オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保、セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）の販売

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・バイオ医薬品の適切な保管および患者への適切な説明が可能な体制の整備 ・バイオ後続品の調剤を行うために必要な体制の確保 バイオ医薬品が一般名処方されている患者さま、またはバイオ後続品が処方された患者さまに対して、バイオ後続品の品質・有効性・安全性等について適切な説明を行い、患者さまが選択しやすい環境を整えています。 当薬局はバイオ後続品の調剤を積極的に行っています。

在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届け出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅強力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年48回以上）

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・電子的調剤情報連携体制整備に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとの薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

かかりつけ薬剤師に係る事項	
服薬管理指導料1のイ（かかりつけ薬剤師が行った場合）	当薬局には以下の基準を満たす かかりつけ薬剤師が在籍しており、地方厚生局長等への届け出を行っています。 （かかりつけ薬剤師の要件） ・保険薬剤師として 3 年以上の薬局勤務経験 ・週 31 時間以上の勤務 ・当薬局に継続して 6 カ月以上在籍 ・研修認定薬剤師等の資格取得 ・医療に係る地域活動への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	かかりつけ薬剤師が、薬剤交付後に電話等により患者様の服薬状況・残薬状況を継続的に確認し、必要な服薬指導を個別に実施した場合に算定します（3 か月に 1 回を限度）。処方医への情報提供も必要に応じて行い、一元的・継続的な薬学的管理を支援します。
かかりつけ薬剤師訪問加算	かかりつけ薬剤師が患者さまのご自宅を訪問し、残薬の整理・確認、服用薬の管理方法の指導等を実施した上で、その結果を保険医療機関に文書で情報提供した場合に算定します（6 カ月に 1 回を限度）。在宅での適切な薬物療法の継続を支援します。

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・電子的調剤情報連携体制整備に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	医療・介護保険制度を利用して薬剤師の訪問サービスを行っています。地域の医療・専門家(医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの多職種)と連携して在宅訪問に取り組んでいます。

選定療養に関する事項	
長期収載品の保険給付	患者さまが長期収載品の処方等又は調剤を希望する場合は、特別の料金として、後発品最高価格帯との差額の 1/2 を徴収します。

容器代等保険外費用に関する事項	
	・患者さまの希望に基づく服薬カレンダー 200 円 ・必要に応じて薬剤の容器代を頂くがございます。 50 円 ・患者さまのご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者さまのご負担となります。

明細書発行に関する事項	明細書を無料で発行しています。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しています。必要のない場合はお申し出ください。
-------------	--

調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料(4 点)	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・勤務する職員の賃金の改善を図るための計画をしています。 ・職員の賃金(基本給または決まって毎月支払われる手当)の改善を実施しています。 ・賃金改善措置の内容については職員への周知を行っています。 ・毎年度、賃金改善の実施状況を地方厚生局長等に報告します。 調剤ベースアップ評価料は、医療従事者の処遇改善のための財源として活用されます。